

## 1 - 2 測定結果の概要

### 【健康項目について】

カドミウム、シアン、鉛など人の健康に影響を及ぼす健康項目について、主要地点や発生源の立地等により汚染が懸念される57地点において調査した結果、全ての地点で環境基準を達成した。

#### 健康項目環境基準達成状況

調査項目	河川		湖沼		海域		合計	
	a	b	a	b	a	b	a	b
カドミウム	18	0	1	0	5	0	24	0
全シアン	16	0	1	0	5	0	22	0
鉛	19	0	1	0	5	0	25	0
六価クロム	18	0	1	0	5	0	24	0
砒素	18	0	1	0	5	0	24	0
総水銀	18	0	1	0	5	0	24	0
アルキル水銀	-	-	1	0	-	-	1	0
P C B	6	0	1	0	-	-	7	0
ジクロロメタン	12	0	1	0	-	-	13	0
四塩化炭素	12	0	1	0	-	-	13	0
1,2-ジクロロエタン	12	0	1	0	-	-	13	0
1,1-ジクロロエチレン	12	0	1	0	-	-	13	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	12	0	1	0	-	-	13	0
1,1,1-トリクロロエタン	12	0	1	0	-	-	13	0
1,1,2-トリクロロエタン	12	0	1	0	-	-	13	0
トリクロロエチレン	12	0	1	0	-	-	13	0
テトラクロロエチレン	12	0	1	0	-	-	13	0
1,3-ジクロロプロペン	12	0	1	0	-	-	13	0
チウラム	12	0	1	0	-	-	13	0
シマジン	12	0	1	0	-	-	13	0
チオベンカルブ	12	0	1	0	-	-	13	0
ベンゼン	12	0	1	0	-	-	13	0
セレン	12	0	1	0	-	-	13	0
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	22	0	3	0	24	0	49	0
ふっ素	9	0	1	0	-	-	10	0
ほう素	11	0	1	0	-	-	12	0
1,4-ジオキサン	12	0	1	0	-	-	13	0
合計	28	0	3	0	26	0	57	0

a : 調査地点数、b : 環境基準を超過した地点数

## 【生活環境項目について】

(ア) 有機汚濁物質による汚れの度合いを表す生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD) については、河川では、全ての水域で環境基準を達成したが、湖沼では、「北山ダム貯水池」の1水域、海域では「有明海A」と「玄海A」及び「伊万里湾B」の3水域で環境基準を達成しなかった。

なお、生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD) 等の項目に関する環境基準は、平成29年3月31日現在39河川 (58水域) 1湖沼 (1水域) 2海域 (6水域) について、類型をあてはめて指定している。

### BOD (COD) の環境基準達成状況

類型	河川 (BOD)			湖沼 (COD)			海域 (COD)		
	c	d	e	c	d	e	c	d	e
A	31	31	100	1	0	0	2	0	0
B	12	12	100	-	-	-	3	2	66.7
C	9	9	100	-	-	-	1	1	100
D	4	4	100	-	-	-	-	-	-
E	2	2	100	-	-	-	-	-	-
合計	58	58	100	1	0	0	6	3	50.0

c: 水域数、d: 環境基準達成水域数、e: 環境基準達成率 (%)

(イ) 富栄養化の度合いを示す全窒素、全燐については、海域の7水域中5水域で環境基準を達成した。達成できなかった水域は、湖沼では「北山ダム貯水池」の1水域、海域では「有明海(イ)」「有明海(ニ)」の2水域であった。

なお、全窒素・全燐の項目に関する環境基準は、1湖沼 (1水域) 2海域 (7水域) について、類型をあてはめて指定している。

### 全窒素及び全燐の環境基準達成状況

類型	湖沼			海域		
	c	d	e	c	d	e
	-	-	-	4	3	75.0
	1	0	0	3	2	66.7
合計	1	0	0	7	5	71.4

(注) 全窒素及び全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とした。

(ウ) 水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛等 3 項目については、河川の 2 水域で環境基準を達成した。

なお、水生生物の保全に係る環境基準は、2 河川 ( 2 水域 ) について、類型をあてはめて指定している。

**水生生物保全に係る環境基準達成状況**

類型	河川		
	c	d	e
生物 B	2	2	100

(注) 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の 3 項目全てが環境基準を満足している場合に、達成水域とした。